

湖北広域行政事務センター告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第67号）第243条第2の規定に基づき、次のように廃棄物処理手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項および湖北広域行政事務センター財務規則（昭和44年湖北広域行政事務センター規則第5号）で準用する長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

湖北広域行政事務センター
管理者 松居 雅人

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称
長崎県長崎市興善町2番21号
重環オペレーション株式会社
代表取締役 黒川 英章
- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類
湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号）第19条に規定する廃棄物処理手数料
- 3 指定をした日
令和8年4月1日
- 4 委託をした日
令和8年4月1日
- 5 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 6 徴収の方法
クリスタルプラザ計量受付において、現金徴収する。